

令和6年（2024年）第8回 枚方市教育委員会

定 例 会 議 案 書

（追 加）

案 件 名		
	議案第14号	枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について
	報告第41号	臨時代理事項の報告について （１）府費負担教職員の懲戒処分に関する内申について

○開催日時 令和6年（2024年）8月26日 午前10時00分から

○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

議案第14号

枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第10号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和6年（2024年）8月26日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 内容 次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年枚方市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和31年法律第162号」の次に「。第32条において「法」という。」を加える。

第33条を第34条とする。

第32条中「処理すること」の次に「（共同学校事務室において行うものを除く。）」を加え、同条を第33条とする。

第31条の次に次の1条を加える。

（共同学校事務室の設置等）

第32条 法第47条の4第1項の規定に基づき、別表の左欄において指定する学校につき、同表の右欄に掲げる学校に共同学校事務室を置く。

2 共同学校事務室の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第32条関係）

指定する学校	共同学校事務室を置く学校
枚方市立交北小学校、枚方市立山田東小学校、枚方市立山田中学校	枚方市立山田中学校

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

(参考資料)

枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）				
(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。第32条において「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、枚方市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項について定めるものとする。 <u>（共同学校事務室の設置等）</u> 第32条 <u>法第47条の4第1項の規定に基づき、別表の左欄において指定する学校につき、同表の右欄に掲げる学校に共同学校事務室を置く。</u> 2 <u>共同学校事務室の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。</u> （学校事務の共同実施） 第33条 学校における効率的かつ効果的な事務処理体制の確立及び事務機能の強化を図るため、学校事務の共同実施（複数の学校が当該学校の学校事務の一部を共同で処理すること<u>（共同学校事務室において行うものを除く。）</u>）をいう。以下同じ。）を行うものとする。 2 学校事務の共同実施に関し必要な事項は、別に定める。 （補則） 第34条 [略] 別表（第32条関係） <table border="1"> <tr> <th>指定する学校</th><th>共同学校事務室を置く学校</th></tr> <tr> <td>枚方市立交北小学校、枚方市立山田東小学校、枚方市立山田中学校</td><td>枚方市立山田中学校</td></tr> </table>	指定する学校	共同学校事務室を置く学校	枚方市立交北小学校、枚方市立山田東小学校、枚方市立山田中学校	枚方市立山田中学校	(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき、枚方市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項について定めるものとする。 （学校事務の共同実施） 第32条 学校における効率的かつ効果的な事務処理体制の確立及び事務機能の強化を図るため、学校事務の共同実施（複数の学校が当該学校の学校事務の一部を共同で処理することをいう。以下同じ。）を行うものとする。 2 学校事務の共同実施に関し必要な事項は、別に定める。 （補則） 第33条 [略]
指定する学校	共同学校事務室を置く学校				
枚方市立交北小学校、枚方市立山田東小学校、枚方市立山田中学校	枚方市立山田中学校				